

徳島県病院局管理規程第七号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「局長」の項の次に次のように加える。

副局長	局	上司の命を受け、局長を補佐する。
次長	本局	上司の命を受け、局長等を補佐し、又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする事項を総括整理する。

第五条第二項の表中

政策調査 幹	政策調査 課	上司の命を受け、重要施策に係る調査及び研究に関する事務並びに総合メディカルゾーン構想に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	-----------	--------------------------------------------------------------------

を

政策調査 幹	本局総務 課	上司の命を受け、重要施策に係る調査及び研究に関する事務並びに医療連携に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	-----------	------------------------------------------------------------

に改める。

第八条第三項の表に次のように加える。

高度先進関節脊椎 センター長	三好病院	上司の命を受け、高度先進関節脊椎センターに属する業務を総括する。
-------------------	------	----------------------------------

別表第二三好病院の項中「整形外科」を「整形外科
形成外科」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。